

平成 29 年 2 月 28 日

各 位

上場会社名	DIC株式会社
代表者	代表取締役社長執行役員 中西 義之
(コード番号	4631)
問合せ先責任者	コーポレートコミュニケーション部長 中川 真章
(TEL	03-6733-3033)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 28 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、執行役員を兼務する取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 119 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の目的

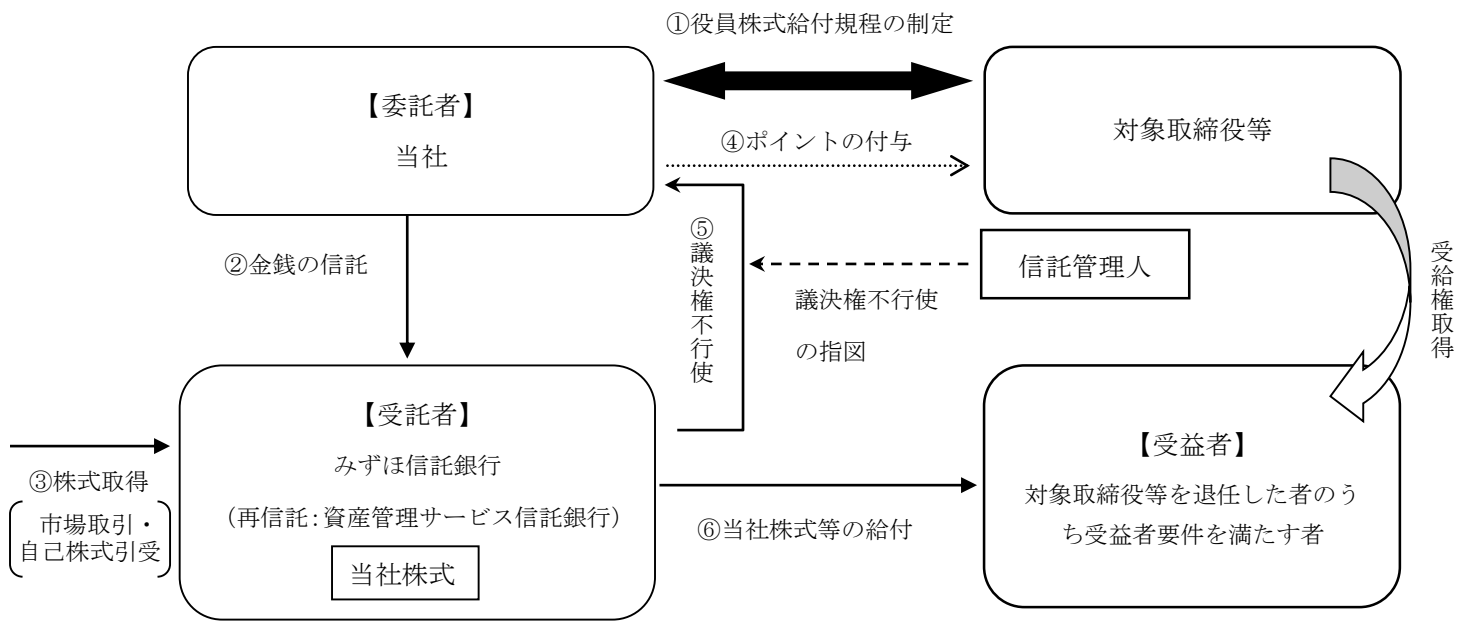
本制度は、対象取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、対象取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度に基づき設定される信託（以下「本信託」といいます。）が当社の拠出する金銭を原資として当社株式を取得します。本信託は、当社株式及び当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、当社の定める役員株式給付規程に従って、対象取締役等に対して給付します。当該給付の時期は、原則として対象取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会及び本取締役会において承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本株主総会及び本取締役会において承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき対象取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

執行役員を兼務する取締役及び執行役員（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外といたします。）

(3) 信託金額

本株主総会で、本制度に関する議案が承認されることを条件として、当社は、対象取締役等への当社株式等の給付を行うため、平成29年12月末日で終了する事業年度から平成31年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」とい

い、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の対象期間ごとに本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(平成29年5月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として、600百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、600百万円を上限として本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、600百万円の範囲内といたします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本制度導入に伴う報酬等の額

本制度の導入に伴い、当社は上記(3)のとおり対象期間ごとに600百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたしますが、このうち、本株主総会に付議する「執行役員を兼務する取締役分」といたしましては、対象期間ごとに250百万円を上限として拠出することといたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

ご参考として、平成29年2月27日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が対象取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額600百万円を原資に取得する株式数は、最大で151,515株となります。当初対象期間に係る本信託による当社株式の取得は、本信託設定後、遅滞なく行うことを予定しております。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

対象取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、対象取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本株主総会における承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該対象取締役等に付与された累積ポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

対象取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役等は、原則として上記(6)の確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、本制度の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託 (BBT)
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：対象取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 29 年 5 月 (予定)
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 29 年 5 月 (予定)

以上